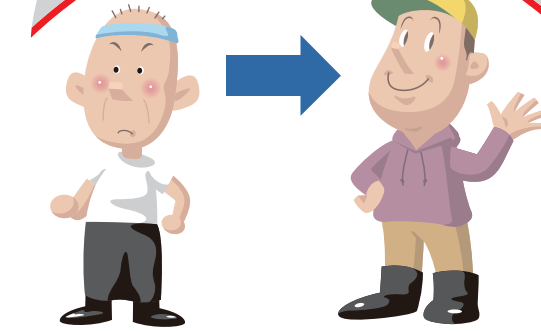


くらし は共済期間内に、 契約者の名義を変更できます。

補償の対象とするお住まいや家財を引き継ぐご家族がいらっしゃる場合、「くらし」（生活総合共済）の共済期間途中でご契約者様の名義を変更することができます。*

なお共済期間や共済掛金の額など、契約内容をご家族などによくご確認・ご相談のうえ、お申込みください。

*ご契約者様の名義を変更する場合は、組合の承諾が必要です。



現在、加入をご検討されているお客様、または既にご加入のお客様

補償対象のお住まいや家財を引き継ぐご家族の方

【災害時に備え、日頃から家族で話し合いましょう】

◆非常持ち出し袋を用意しておきましょう

地震が起きたら、水道、ガス、電気などが使えなくなるかもしれません。3日間を自力で乗り越えることを想定し、懐中電灯、食料品、ラップ、ビニール袋、小型ラジオ、トイレ用ペーパー、電池、ウェットティッシュ、手袋・軍手、小銭などを非常持ち出し袋に常備しておきましょう。また、食料品や医薬品などは使用期限を定期的に点検することをお忘れなく。家族共通で使うものは分担して持ち、各自で使うものは自分で持つのが基本です。

◆家の中・周囲の安全チェックをしましょう

出入り口は？ …迅速に避難するために日頃から玄関に不要なモノを置かないようにしておきましょう。
避難場所は？ …近くの避難場所（学校、公民館等）を確認し、避難経路の安全も確かめておきましょう。

◆いざというときの連絡に「災害用伝言サービス」を利用しましょう

●災害用伝言ダイヤル171

一般電話、公衆電話、携帯電話、PHSなどで利用できます。ガイダンスに従って以下のように操作します。

◆メッセージを録音するとき

171 → 1 → 自分の家の電話番号
(一般電話の番号・市外局番から)

◆メッセージを再生する(聞く)とき

171 → 2 → 自分の家の電話番号
(一般電話の番号・市外局番から)

●インターネットを利用した災害用伝言板サービス

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、大規模災害発生時に開設されます。被災地の方が伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できます。スマートフォンからの接続は各携帯電話会社にご確認ください。



生活総合共済

くらし

住宅物件

一般物件

2020年4月改訂



くらしは
貯蓄をしながら建物や家財などを
火災や自然災害から守る
あんしん生活総合共済です

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約の検討にあたり、このパンフレットに掲載しております「契約概要」を必ずお読みください。また、ご契約の際は、共済金をお支払いできない場合など、ご契約にあたっての重要な事柄が記載されております「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・共済約款」を必ずお読みください。

お問い合わせはお近くの組合へ

生活総合共済くらはしは、 「いえ」の万ーのときにお役立ちします。

2008年以降、過去に経験したことのない自然災害が地球規模で増加しています。日本でも台風や豪雨による被害だけでなく、地震による被害が全国至るところで発生し、また、突風や竜巻による被害も増えてきています。こうした現状を考慮し、JF共済は「風災・ひょう災・雪災補償の拡充」や「水害補償の拡充」「地震補償の拡充」などを図ることとで、自然災害による被害に対し、万ーの際に安心できる共済の役割を果たすべく、お客様の暮らしに貢献することをめざします。



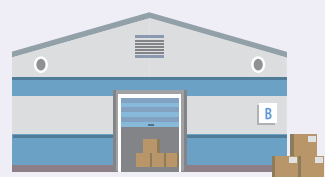
生活総合共済くらしが補償する物件は「住宅物件」と「一般物件」の2つがあります。



住宅物件

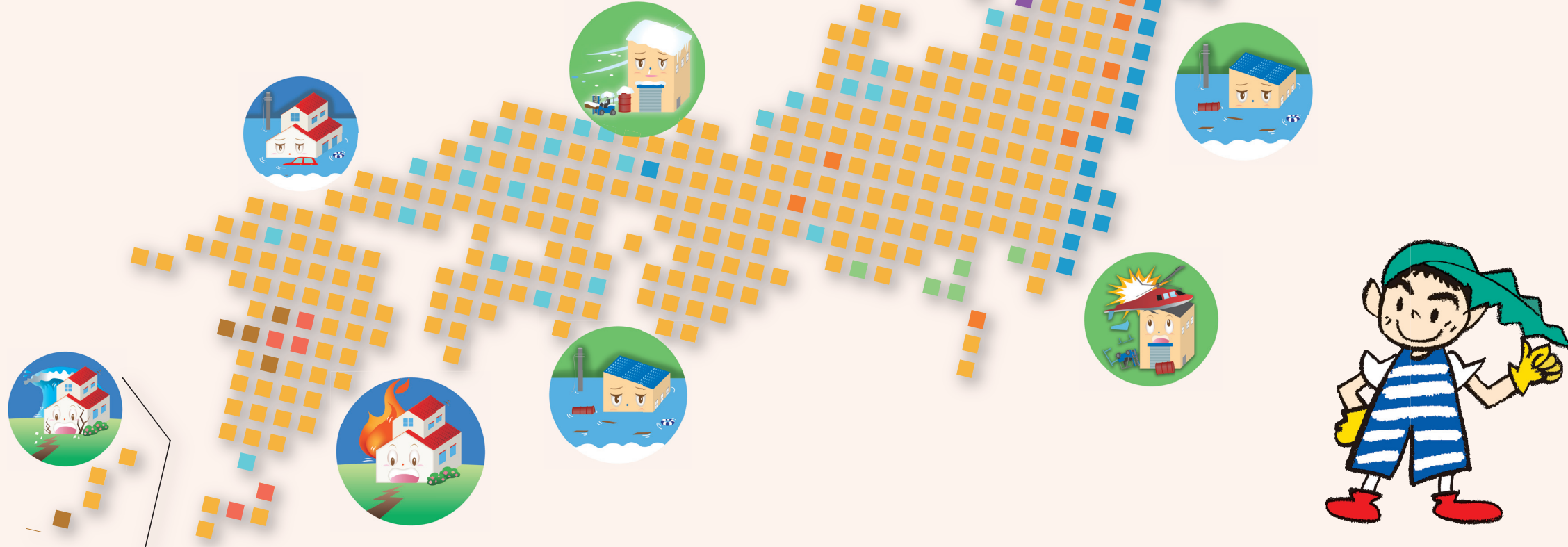
専ら居住を目的としている建物とその建物に収容されている家財等をいいます。

と



一般物件

住宅物件に該当しない建物とその建物に収容されている家財等をいいます。



風・水害・雪による主な災害

2008年7月	豪雨	兵庫
8月	豪雨	愛知
2009年7月	豪雨	山口・福岡
8月	台風9号	兵庫
10月	台風18号	東北・関東・中部・近畿
2010年6月	大雨	中国・九州
10月	大雨	鹿児島
11月	大雪	北海道・東北・北陸
2011年7月	台風6号	関東・東海・近畿・中国・四国
7月	豪雨	新潟・福島
8月	台風12号	関東・東海・近畿・中国・四国
9月	台風15号	全国
12月	大雪	北海道・東北・北陸
2012年5月	突風	茨城・栃木
7月	大雨	九州を中心に全国
2013年10月	台風26号・27号	関東を中心に太平洋側
11月	大雪	東北及び関東甲信越
2014年8月	豪雨	広島県
12月	大雪	北海道・東北・北陸・四国
2015年7月	台風11号	西日本から東日本の各地
8月	台風15号	西日本の各地
9月	豪雨	茨城・栃木・宮城
2016年8月	台風10号	北海道・東北
2017年10月	台風21号	千葉・三重
2018年7月	豪雨	全国
	台風21号	近畿
	台風24号	関東・東海・九州
2019年9月	台風15号	関東・東海
10月	台風19号	東北・関東・東海・甲信

地震・噴火による主な災害

2008年6月	岩手、宮城内陸地震
7月	岩手県沿岸北部を震源とする地震
2009年8月	駿河湾を震源とする地震
2011年1月	霧島山(新燃岳)の噴火
3月	東北地方太平洋沖地震
2014年9月	御嶽山噴火
11月	長野県北部を震源とする地震
2015年5月	口永良部島噴火
6月	箱根山噴火
8月	桜島の火山活動
2016年4月	熊本県熊本地方を震源とする地震
2018年6月	大阪府北部を震源とする地震
9月	北海道胆振地方中東部を震源とする地震

(参考：平成31年版防災白書、内閣府ホームページより作成)

火災や自然災害などによる、住宅物件補償するほか、満期時には満期共済金

やそこに収容される家財等の損害をお支払いします。

「くらし」住宅物件が補償する対象

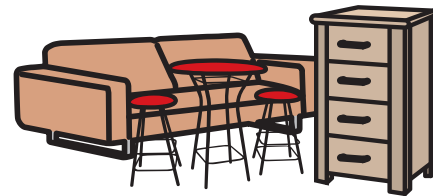
住宅物件とは、専ら居住を目的としている建物とその建物に収容されている家財等をいいます。

下の図の①～④について、単独でも一括でもご契約いただけます。

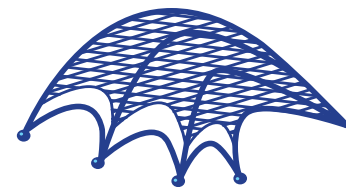
1

住宅物件に該当する
専用住宅・併用住宅※(住宅用建物)

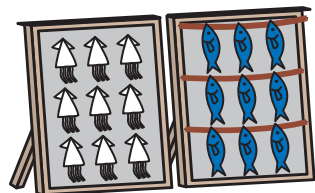
2 ①に収容される
家財一式



3 ①に収容される
自家用漁業資材一式



4 ①に収容される
漁家自家生産物一式



自家用漁業資材
漁業者が自ら漁業を営む上で使用する漁具類で、他人に販売、賃貸するものではなく、所有者個人が自家のために使用するものです。また、機械等の共済の目的として区分できるものは含みません。

漁家自家生産物
漁業者が自ら漁獲した魚介類などを商品として出荷するまでの間、保管してあるものをいいます。

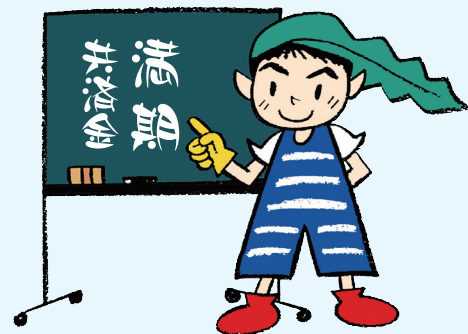
※併用住宅
併用住宅とは、一部が居住のために使用される建物をいいます。住宅物件に該当する併用住宅とは、4室以内の母屋民宿や一定の条件を満たす住宅兼車庫等をいいます。これら以外は、一般物件としてご契約いただくことができます。

満期 のとき

満期共済金

満期時には満期共済金(+満期時割戻金※)をお支払いします。

※割戻金は今後の経済情勢によりお支払いできない場合があります。



自然災害 による損害のとき

風災・ひょう災・雪災
(火災共済金)

風災・ひょう災または雪災による3万円以上の損害。



水害
(水害共済金)

高潮・台風・豪雨等による洪水、土砂崩れ等による損害。



地震・噴火・津波
(地震共済金)

地震・噴火・津波等によって生じた火災・損壊・埋没・流失による損害。



火災・落雷・水ぬれ などによる損害のとき

火災
(火災共済金)



落雷
(火災共済金)



破裂・爆発
(火災共済金)



物体の落下・飛来・衝突・倒壊
(火災共済金)



車両の飛び込み、飛行機の墜落等による損害。

水ぬれ
(火災共済金)



給排水設備の事故、他人の戸室で生じた事故による損害。

騒じょう等の暴力・破壊
(火災共済金)



盗難による盗取、き損または汚損
(火災共済金)



通貨等の盗難※
(通貨等盗難共済金)



生活用の通貨、または生活用の預貯金証書の盗難による損害。

持ち出し家財※
(持ち出家財共済金)



旅行などで一時的に国内の他の建物に持ち出した家財に火災等および風災、ひょう災、雪災によって生じた損害。

※通貨等盗難共済金、持ち出家財共済金については家財一式をご契約された場合。

災害後 の費用について



臨時費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災による損害のために臨時に要する費用についてお支払いします。



残存物取片付け費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災で生じた損害の残存物を取り除くために実際に要した費用についてお支払いします。

失火見舞費用共済金



火災、破裂・爆発によって、他人の所有物を滅失・き損・汚損させたときの見舞金等の費用についてお支払いします。

損害防止費用



火災等および風災・ひょう災・雪災による損害防止または軽減のために要した費用についてお支払いします。

見舞金



地震・噴火・津波によって、共済価額の20%以上の損害を受けたとき、※被害地の状況を勘案の上、見舞金をお支払いすることがあります。

※地震共済金が支払われる場合は除きます。

住宅物件モデルパターン

共済金額 **2,000**万円

【ご契約例】 共済の目的：住宅用建物(現価率50%以上の場合)
共済金額：2,000万円(共済価額と同額とします)



このご提案は、「火災や地震、その他の自然災害への備え」、「将来の貯蓄(修繕費等)の準備」といったご意向を推定し、以下を補償の目的として作成しております。

建物

※このご提案内容で「家財」等を補償の目的とすることもできます。
※詳細は、組合またはJF 共水連までおたずねください。

共済掛金 共済金額:2,000万円

契約の型	構造区分 払込方法 共済期間(年)	木造、簡易耐火			耐火1・2級、完全耐火		
		年払(円)	半年払(円)	月払(円)	年払(円)	半年払(円)	月払(円)
貯蓄目的 5型 (満期共済金 400万円)	5	881,200	451,800	77,400	864,000	443,000	76,000
	10	471,000	241,600	41,400	453,800	232,800	40,000
	15	334,200	171,600	29,400	317,000	162,800	28,000
	20	266,000	136,600	23,400	248,800	127,800	22,000
	25	225,000	115,600	19,800	207,800	106,800	18,400
	30	197,800	101,600	17,600	180,600	92,800	16,000
がっちり堅実 10型 (満期共済金 200万円)	5	481,800	247,200	42,400	464,600	238,400	41,000
	10	273,000	140,200	24,200	255,800	131,400	22,600
	15	203,400	104,400	18,000	186,200	95,600	16,400
	20	168,800	86,800	15,000	151,600	78,000	13,400
	25	148,000	76,000	13,200	130,800	67,200	11,600
	30	134,200	69,000	12,000	117,000	60,200	10,400
掛金お手頃 20型 (満期共済金 100万円)	5	281,800	144,600	24,800	264,600	135,800	23,400
	10	174,000	89,400	15,400	156,800	80,600	14,000
	15	138,200	71,000	12,200	121,000	62,200	10,800
	20	120,200	61,800	10,800	103,000	53,000	9,200
掛金を節約 50型 (満期共済金 40万円)	5	163,200	83,800	14,400	146,000	75,000	13,000
	10	115,800	59,600	10,400	98,600	50,800	8,800

注1) 共済期間25年、30年は、新たに住宅ローンを組む場合のみ選択可能です。

支払例 共済金額:2,000万円

火災、落雷、風・雪災等による損害		水害等による損害	地震等による損害	満期時
全損のとき	半損のとき	全損のとき	全損のとき	満期共済金
火災共済金 2,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 200万円	火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円	水害共済金 2,000万円 水害等による損害額は共済金額 (2,000万円)が上限です	地震共済金 600万円 大半損のとき 地震共済金 400万円 小半損のとき 地震共済金 200万円 一部損のとき 地震共済金 60万円	5型 400万円 10型 200万円 20型 100万円 50型 40万円 + 満期時割戻金 (割戻金は今後の経済情勢により お支払いできない場合があります)

住宅物件モデルパターン

共済金額 **1,000**万円

【ご契約例】 共済の目的：住宅用建物(現価率50%以上の場合)
共済金額：1,000万円(共済価額と同額とします)



このご提案は、「火災や地震、その他の自然災害への備え」、「将来の貯蓄(修繕費等)の準備」といったご意向を推定し、以下を補償の目的として作成しております。

建物

※このご提案内容で「家財」等を補償の目的とすることもできます。
※詳細は、組合またはJF 共水連までおたずねください。

共済掛金 共済金額:1,000万円

契約の型	構造区分 払込方法 共済期間(年)	木造、簡易耐火			耐火1・2級、完全耐火		
		年払(円)	半年払(円)	月払(円)	年払(円)	半年払(円)	月払(円)
貯蓄目的 5型 (満期共済金 200万円)	5	440,600	225,900	38,700	432,000	221,500	38,000
	10	235,500	120,800	20,700	226,900	116,400	20,000
	15	167,100	85,800	14,700	158,500	81,400	14,000
	20	133,000	68,300	11,700	124,400	63,900	11,000
	25	112,500	57,800	9,900	103,900	53,400	9,200
	30	98,900	50,800	8,800	90,300	46,400	8,000
がっちり堅実 10型 (満期共済金 100万円)	5	240,900	123,600	21,200	232,300	119,200	20,500
	10	136,500	70,100	12,100	127,900	65,700	11,300
	15	101,700	52,200	9,000	93,100	47,800	8,200
	20	84,400	43,400	7,500	75,800	39,000	6,700
	25	74,000	38,000	6,600	65,400	33,600	5,800
	30	67,100	34,500	6,000	58,500	30,100	5,200
掛金お手頃 20型 (満期共済金 50万円)	5	140,900	72,300	12,400	132,300	67,900	11,700
	10	87,000	44,700	7,700	78,400	40,300	7,000
	15	69,100	35,500	6,100	60,500	31,100	5,400
	20	60,100	30,900	5,400	51,500	26,500	4,600
掛金を節約 50型 (満期共済金 20万円)	5	81,600	41,900	7,200	73,000	37,500	6,500
	10	57,900	29,800	5,200	49,300	25,400	4,400

注1) 共済期間25年、30年は、新たに住宅ローンを組む場合のみ選択可能です。

支払例 共済金額:1,000万円

火災、落雷、風・雪災等による損害		水害等による損害	地震等による損害	満期時
全損のとき	半損のとき	全損のとき	全損のとき	満期共済金
火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円	火災共済金 500万円 + 臨時費用共済金 150万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 50万円	水害共済金 1,000万円 水害等による損害額は共済金額 (1,000万円)が上限です	地震共済金 300万円 大半損のとき 地震共済金 200万円 小半損のとき 地震共済金 100万円 一部損のとき 地震共済金 30万円	5型 200万円 10型 100万円 20型 50万円 50型 20万円 + 満期時割戻金 (割戻金は今後の経済情勢により お支払いできない場合があります)

ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1. 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①「くらし」(生活総合共済)(住宅物件)は、火災をはじめとする様々な偶然の事故により、ご契約いただいた住宅用建物やそこに収容される家財等が損害を受けた場合などに共済金をお支払いする共済です。
- ②「くらし」の共済金のお支払い

共済金の種類	共済金の支払事由	共済金の額	限度額
火災共済金	次の場合により損害を受けたとき、火災共済金をお支払いします。 1)火災(地震・噴火・津波等によるものを除きます。) 2)落雷 3)破裂・爆発(地震・噴火・津波等によるものを除きます。) 4)風災・ひょう災・雪災 5)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊(自然災害によるものを除きます。) 6)給排水設備に生じた事故、被共済者以外が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水、溢水による水ぬれ(自然災害によるものを除きます。) 7)騒じょう等による暴力行為・破壊行為 8)盗難(強盗・窃盗、これらの未遂を含みます。)による盗取、き損・汚損 ◆消防または避難に必要な処置による損害の場合を含みます。 ◆風災・ひょう災・雪災については、3万円以上(共済価額)の損害が生じたときにお支払いします。	【住宅用建物で現価率50%以上のとき】 共済金額≥共済価額の60%のとき —損害の額 共済金額<共済価額の60%のとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 60\%$ 【上記以外】 共済金額≥共済価額の80%のとき —損害の額 共済金額<共済価額の80%のとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 80\%$	共済金額 (共済金額>共済価額のときは、共済価額が限度になります。以下同様とします。)
水害共済金	台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等により損害を受け、その損害状況が次に掲げる場合に、水害共済金をお支払いします。 1)損害の額≥共済価額の30%のとき 2)床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水によって損害を受けたとき	共済金額≥共済価額の30%のとき 損害の額× $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} \times 30\%$	
地震共済金	地震・噴火・津波等により損害を受けたときに地震共済金をお支払いします。 ◆損害を受けた共済の目的および損害の程度(「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」)によりお支払いする共済金の額が決定されます。詳しくは、「ご契約のしおり・共済約款」または組合担当者にご確認ください。	【建物・家財】 全損のとき、共済金額×30% 大半損のとき、共済金額×20% 小半損のとき、共済金額×10% 一部損のとき、共済金額×3% 【家財以外の動産】 全損のとき、共済金額×30%	【建物】 全損：3,000万円 大半損：2,000万円 小半損：1,000万円 一部損：300万円 【家財】 全損：600万円 大半損：400万円 小半損：200万円 一部損：60万円 【家財以外の動産】 600万円
通貨等盗難共済金	家財を一括して共済の目的とした場合、共済証書に記載の建物内における生活用の通貨または預貯金証書の盗難により損害を受けたときに通貨等盗難共済金をお支払いします。	【生活用通貨】 損害の額 【生活用預貯金証書】 預貯金口座から現金が引き出されたことにより生じた損害の額	【生活用通貨】 20万円または家財の共済金額のうちいずれか低い額 【生活用預貯金証書】 200万円または家財の共済金額のうちいずれか低い額
持ち出し家財共済金	家財を一括して共済の目的とした場合、共済証書に記載の建物から一時的に持ち出された家財が日本国内の他の建築物(アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。)内において火災等の事故により損害を受けたとき、持ち出し家財共済金をお支払いします。	持ち出し家財の価額によって定まる損害の額	100万円または家財の共済金額の20%の額のうちいずれか低い額
満期共済金	共済期間が満了したときに満期共済金をお支払いします。	【5型共済契約】共済金額×20% 【10型共済契約】共済金額×10%	【20型共済契約】共済金額×5% 【50型共済契約】共済金額×2%
臨時費用共済金	火災共済金をお支払いするときに、火災等による損害のために臨時に要する費用として臨時費用共済金をお支払いします。	火災共済金の支払額の30%	250万円
残存物取片付け費用共済金	火災共済金をお支払いするときに、火災等による損害で生じた残存物を取り除くために実際に要した費用について残存物取片付け費用共済金をお支払いします。	残存物を取り除くために実際に要した費用	火災共済金の額×10%
失火見舞費用共済金	火災、破裂・爆発により、他人の所有物を滅失、き損・汚損(煙損害・臭気付着による損害を除きます。)させたときの費用として失火見舞費用共済金をお支払いします。	20万円×被災世帯数	共済金額×20%

【用語】 共済価額：共済の目的である建物や家財等を金銭に評価した額をいいます。 共済金額：加入額をいい、お支払いする共済金の最高限度となる額をいいます。
 (注)傷害不担保特約(被共済者または被共済者の家族が死亡し、または傷害を受けたときに共済金は支払わない特約)が付加されています。

その他のお支払い

費用の種類	支払事由
損害防止費用	火災等の事故が発生したとき、火災等の損害防止または軽減のために要した費用(消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用等)を支出されたときにお支払いします。

(2) 型と共済期間

- ① 契約の型は、5型・10型・20型・50型のうち、いずれかからご選択できます。
- ② 共済期間は、5年・10年・15年・20年・25年・30年のうち、いずれかからご選択できます。ただし、20型の場合は、共済期間25年・30年の選択はできません。50型の場合は、共済期間15年・20年・25年・30年の選択はできません。

(3) 引受条件

- ① 共済の目的(補償の対象)について
1)「くらし」では次のものを共済の目的とすることができます。共済契約者のご希望により、それぞれ単独に設定してご契約いただけます。また、これらを一括してご契約することもできます。
・住宅用建物(専用住宅・住宅物件に該当する併用住宅※をいい、物置・納屋などの付属建物を除きます。)
・住宅用建物に収容されている家財
・住宅用建物に収容されている自家用漁業資材・住宅用建物に収容されている漁家自家生産物
※住宅物件に該当する併用住宅(一部が居住に使用される建物)とは、一定の条件を満たす住宅兼車庫や住宅兼店舗、4室内の母屋民宿などがあります。詳しくは組合担当者にご確認ください。

【用語】 自家用漁業資材：漁業者が自ら漁業を営む上で使用する漁具類をいいます。他人に販売、賃貸するものではなく、所有者個人が自家のために使用するものです。また、機械等の共済の目的として区分できるものは含みません。
 漁家自家生産物：漁業者が自ら漁獲した魚介類などを商品として出荷するまでの間、保管してあるものをいいます。

- 2)ご契約の際に申込書に明記することで、共済の目的の範囲とすることができます(明記物件)。主なものは次のとおりです。

- ・門、へい、かき、物置、納屋、その他の付属建物、建物の基礎工事部分
- ・貴金属、宝石、宝玉、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の共済価額が30万円を超える物等

- 3)共済の目的にならない主なもの

- ・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含む。)
- ・稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
- ・商品、製品、半製品、原材料、機械、器具、工具その他これらに類するもの等

- ② 共済の目的の評価(共済価額の設定)について

- 1)住宅用建物および家財…現価率が50%以上の場合「再調達価額」、50%未満の場合「時価額」となります。
- 2)自家用漁業資材および漁家自家生産物…「時価額」となります。

【用語】 再調達価額：同じ構造、用途、質、規模の建物や家財を再建築・再取得するために要する額をいいます。
 時価額：建物や家財等の現在の価額(再調達価額×現価率)をいいます。

- ③ 共済金額の設定について

- 1)共済金額の最高限度額は、住宅用建物については、1億円です。
家財、自家用漁業資材および漁家自家生産物については、あわせて2,000万円が限度となります。
- 2)万一の災害に備えて十分な補償が得られるように、共済金額は共済価額と同額に設定することをおすすめします。

◆お申込みいただくご契約の共済の目的等について、ほかに保険契約や共済契約がある場合は、損害の補償はほかのご契約と合算して行うことになります。

2. 共済掛金について

- (1)共済掛金の算出について
・補償内容・型・建物の構造の区分等により、共済掛金は異なります。
- (2)共済掛金の払込期間について
・共済掛金は、共済期間の満了時までお払込みいただきます。
- (3)共済掛金の払込方法について
①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
②第2回以後の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
◆その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3. 地震の場合の取扱い

- ・地震・噴火・津波等を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失により損害を受けたときに「地震共済金」をお支払いします。

4. 割戻金について

- (1)割戻金は確定したものではありません。今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2)割戻金は、火災共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています

5. 解約返戻金について

- (1)やむを得ずご契約を解約された場合であっても、共済期間・経過期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2)ご契約後短期間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

6. 共済金をお支払いできない場合について

- ・告知義務違反により解除となる場合やご契約関係者の故意もしくは重大な過失または法令違反などによる場合の損害については、共済金をお支払いできません。

火災や自然災害などによる、倉庫や住宅兼店
収容される家財等の損害を補償するほか、満

舗などの住宅物件に該当しない建物やそこに
期時には満期共済金をお支払いします。

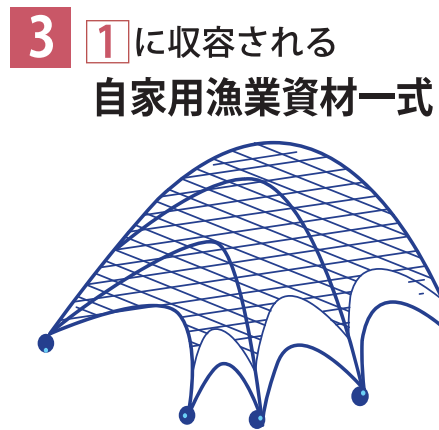
「くらし」一般物件が補償する対象

一般物件では下記図の1から4について、
単独でも一括でもご契約いただけます。

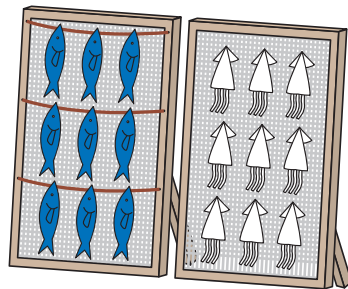
1 住宅物件に該当しない建物 (例：倉庫や住宅兼店舗など)



2 1に收容される
家財一式



3 1に收容される
自家用漁業資材一式



4 1に收容される
漁家自家生産物一式

満期 のとき

満期共済金

満期時には満期共済金 (+満期時割戻金※) を
お支払いします。

※割戻金は今後の経済情勢によりお支払いできない場合があります。



自然災害 による損害のとき

風災・ひょう災・雪災
(火災共済金)

風災・ひょう災または
雪災による3万円以上
の損害。



水害
(水害共済金)

高潮、台風・豪雨等
による洪水、土砂崩れ等
による損害。



地震・噴火・津波
(地震共済金)

地震・噴火・津波等
によって生じた火災・損
壊・埋没・流失による損害。



火災・落雷・水ぬれ などによる損害のとき

火災
(火災共済金)



落雷
(火災共済金)



破裂・爆発
(火災共済金)



物体の落下・飛来・
衝突・倒壊(火災共済金)



車両の飛び込み、飛行機の
墜落等による損害。

水ぬれ
(火災共済金)



給排水設備の事故、
他人の戸室で生じた
事故による損害。

騒じょう等の
暴力・破壊
(火災共済金)



盗難による盗取、
き損または汚損
(火災共済金)



併用住宅^{※1}で家財一式を契約の場合
通貨等の盗難^{※2}
(通貨等盗難共済金)



生活用の通貨、または
生活用の預貯金証書
の盗難による損害。

持ち出し家財^{※2}
(持ち出し家財共済金)



旅行などで一時的に国内の
他の建物に持ち出した家財
に火災等および風災、ひょう
災、雪災によって生じた損害。

※1 併用住宅とは一部が居住のために使用される建物をいいます。
※2 通貨等盗難共済金、持ち出し家財共済金については家財一式をご契約された場合。

災害後 の費用について



臨時費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災に
よる損害のために臨時に要する費用
についてお支払いします。



残存物取片付け費用共済金

火災等および風災・ひょう災・雪災で
生じた損害の残存物を取り除くため
に実際に要した費用についてお支払
いします。

失火見舞費用共済金



火災、破裂・爆発に
よって、他人の所有
物を滅失・き損・汚損
させたときの見舞金
等の費用についてお
支払いします。

損害防止費用



火災等および風災・
ひょう災・雪災によ
る損害防止または軽
減のために要した費
用についてお支払い
します。

見舞金



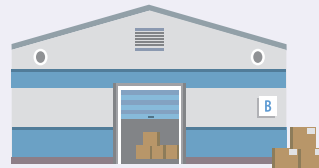
地震・噴火・津波によ
って、共済価額の20%以
上の損害を受けたとき、
被害地の状況を勘案の
上、見舞金をお支払
いすることがあります。

※地震共済金が支払われる場合は除きます。

一般物件モデルパターン

共済金額 **2,000** 万円

【ご契約例】 共済の目的：住宅物件に該当しない建物
(倉庫、住宅兼店舗など)
共済金額：2,000万円(共済価額と同額とします)



このご提案は、「火災や地震、その他の自然災害への備え」、「将来の貯蓄(修繕費等)の準備」といったご意向を推定し、以下を補償の目的として作成しております。

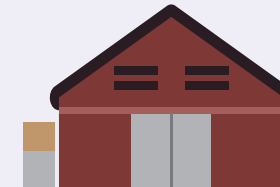
建物

※このご提案内容で「家財」等を補償の目的とすることもできます。
※詳細は、組合または JF 共水連までおたずねください。

一般物件モデルパターン

共済金額 **1,000** 万円

【ご契約例】 共済の目的：住宅物件に該当しない建物
(倉庫、住宅兼店舗など)
共済金額：1,000万円(共済価額と同額とします)



このご提案は、「火災や地震、その他の自然災害への備え」、「将来の貯蓄(修繕費等)の準備」といったご意向を推定し、以下を補償の目的として作成しております。

建物

※このご提案内容で「家財」等を補償の目的とすることもできます。
※詳細は、組合または JF 共水連までおたずねください。

共済掛金 共済金額:2,000万円

契約の型	構造区分 払込方法 共済期間(年)	木造、簡易耐火			耐火1・2級、完全耐火		
		年払(円)	半年払(円)	月払(円)	年払(円)	半年払(円)	月払(円)
貯蓄目的 5型 (満期共済金 400万円)	5	921,200	472,400	81,000	891,200	457,000	78,400
	10	511,000	262,200	45,000	481,000	246,800	42,400
	15	374,200	192,000	33,000	344,200	176,600	30,400
	20	306,000	157,000	27,000	276,000	141,600	24,400
がっちり堅実 10型 (満期共済金 200万円)	5	521,800	267,600	46,000	491,800	252,200	43,400
	10	313,000	160,600	27,600	283,000	145,200	25,000
	15	243,400	125,000	21,600	213,400	109,600	18,800
	20	208,800	107,200	18,400	178,800	91,800	15,800
掛金お手頃 20型 (満期共済金 100万円)	5	321,800	165,200	28,400	291,800	149,800	25,800
	10	214,000	110,000	19,000	184,000	94,600	16,400
	15	178,200	91,600	15,800	148,200	76,200	13,200
	20	160,200	82,400	14,200	130,200	67,000	11,600
掛金を節約 50型 (満期共済金 40万円)	5	203,200	104,400	18,000	173,200	89,000	15,400
	10	155,800	80,000	13,800	125,800	64,800	11,200

共済掛金 共済金額:1,000万円

契約の型	構造区分 払込方法 共済期間(年)	木造、簡易耐火			耐火1・2級、完全耐火		
		年払(円)	半年払(円)	月払(円)	年払(円)	半年払(円)	月払(円)
貯蓄目的 5型 (満期共済金 200万円)	5	460,600	236,200	40,500	445,600	228,500	39,200
	10	255,500	131,100	22,500	240,500	123,400	21,200
	15	187,100	96,000	16,500	172,100	88,300	15,200
	20	153,000	78,500	13,500	138,000	70,800	12,200
がっちり堅実 10型 (満期共済金 100万円)	5	260,900	133,800	23,000	245,900	126,100	21,700
	10	156,500	80,300	13,800	141,500	72,600	12,500
	15	121,700	62,500	10,800	106,700	54,800	9,400
	20	104,400	53,600	9,200	89,400	45,900	7,900
掛金お手頃 20型 (満期共済金 50万円)	5	160,900	82,600	14,200	145,900	74,900	12,900
	10	107,000	55,000	9,500	92,000	47,300	8,200
	15	89,100	45,800	7,900	74,100	38,100	6,600
	20	80,100	41,200	7,100	65,100	33,500	5,800
掛金を節約 50型 (満期共済金 20万円)	5	101,600	52,200	9,000	86,600	44,500	7,700
	10	77,900	40,000	6,900	62,900	32,400	5,600

支払例 共済金額:2,000万円

火災、落雷、風・雪災等による損害		水害等による損害	地震等による損害	満期時
全損のとき	半損のとき	全損のとき	全損のとき	満期共済金
火災共済金 2,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 200万円	火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円	水害共済金 2,000万円 水害等による損害額は共済金額 (2,000万円)が上限です	全損のとき 地震共済金 600万円 大半損のとき 地震共済金 400万円 小半損のとき 地震共済金 200万円 一部損のとき 地震共済金 60万円	5型 400万円 10型 200万円 20型 100万円 50型 40万円 + 満期時割戻金 (割戻金は今後の経済情勢により お支払いできない場合があります)

支払例 共済金額:1,000万円

火災、落雷、風・雪災等による損害		水害等による損害	地震等による損害	満期時
全損のとき	半損のとき	全損のとき	全損のとき	満期共済金
火災共済金 1,000万円 + 臨時費用共済金 250万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 100万円	火災共済金 500万円 + 臨時費用共済金 150万円 + 残存物取片付け費用共済金 最高 50万円	水害共済金 1,000万円 水害等による損害額は共済金額 (1,000万円)が上限です	全損のとき 地震共済金 300万円 大半損のとき 地震共済金 200万円 小半損のとき 地震共済金 100万円 一部損のとき 地震共済金 30万円	5型 200万円 10型 100万円 20型 50万円 50型 20万円 + 満期時割戻金 (割戻金は今後の経済情勢により お支払いできない場合があります)

ご契約に際しては、「ご契約に関する重要事項 注意喚起情報」も必ずお読みください。

1. 共済制度の仕組みおよび引受条件等について

(1) 共済制度の仕組み

- ①「くらし」(生活総合共済)〔一般物件〕は、火災をはじめとする様々な偶発の事故により、ご契約いただいた一般物件に該当する建物やそこに収容される家財等が損害を受けた場合などに共済金をお支払いする共済です。
- ②「くらし」の共済金のお支払い

共済金の種類	共済金の支払事由	共済金の額	限度額
火災共済金	次の場合により損害を受けたとき、火災共済金をお支払いします。 1)火災(地震・噴火・津波等によるものを除きます。) 2)落雷 3)破裂・爆発(地震・噴火・津波等によるものを除きます。) 4)風災・ひょう災・雪災 5)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊(自然災害によるものを除きます。) 6)給排水設備に生じた事故、被共済者以外が占有する戸室で生じた事故による漏水、放水、溢水による水ぬれ(自然災害によるものを除きます。) 7)騒じょう等による暴力行為・破壊行為 8)盗難(強盗・窃盗、これらの未遂を含みます。)による盗取、き損・汚損 ◆消防または避難に必要な処置による損害の場合を含みます。 ◆風災・ひょう災・雪災については、3万円以上(共済価額)の損害が生じたときにお支払いします。	共済金額 \geq 共済価額の80%のとき 一損害の額 共済金額 $<$ 共済価額の80%のとき 損害の額 \times $\frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}\times 80\%}$	共済金額 (共済金額 $>$ 共済価額のときは、共済価額が限度になります。以下同様とします。)
水害共済金	台風・暴風雨・豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等により損害を受け、その損害状況が次に掲げる場合に、水害共済金をお支払いします。 1)損害の額 \geq 共済価額の30%のとき 2)床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水によって損害を受けたとき		
地震共済金	地震・噴火・津波等により損害を受けたときに地震共済金をお支払いします。 ◆損害を受けた共済の目的および損害の程度(「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」)によりお支払いする共済金の額が決定されます。詳しくは、「ご契約のしおり・共済約款」または組合担当者にご確認ください。	【建物・家財】 全損のとき、共済金額 \times 30% 大半損のとき、共済金額 \times 20% 小半損のとき、共済金額 \times 10% 一部損のとき、共済金額 \times 3% 【家財以外の動産】 全損のとき、共済金額 \times 30%	【建物】 全損：3,000万円 大半損：2,000万円 小半損：1,000万円 一部損：300万円 【家財】 全損：600万円 大半損：400万円 小半損：200万円 一部損：60万円 【家財以外の動産】 600万円
満期共済金	共済期間が満了したときに満期共済金をお支払いします。	【5型共済契約】共済金額 \times 20% 【20型共済契約】共済金額 \times 5% 【10型共済契約】共済金額 \times 10% 【50型共済契約】共済金額 \times 2%	
臨時費用共済金	火災共済金をお支払いするときに、火災等による損害のために臨時に要する費用として臨時費用共済金をお支払いします。	火災共済金の支払額の30%	250万円
残存物取片付け費用共済金	火災共済金をお支払いするときに、火災等による損害で生じた残存物を取り除くために実際に要した費用について残存物取片付け費用共済金をお支払いします。	残存物を取り除くために実際に要した費用	火災共済金の額 \times 10%
失火見舞費用共済金	火災、破裂・爆発により、他人の所有物を滅失、き損・汚損(煙損害・臭気付着による損害を除きます。)させたときの費用として失火見舞費用共済金をお支払いします。	20万円 \times 被災世帯数	共済金額 \times 20%

【用語】共済価額：共済の目的である建物や家財等を金銭に評価した額をいいます。 共済金額：加入額をい、お支払いする共済金の最高限度となる額をいいます。
(注1)傷害不担保特約(被共済者または被共済者の家族が死亡し、または傷害を受けたときに共済金は支払わない特約)が付加されています。
(注2)家財を一括して共済の目的とした場合は、右の共済金をお支払いします。・通貨等盗難共済金、持ち出し家財共済金

③ その他のお支払い

費用の種類	支払事由
損害防止費用	火災等の事故が発生したとき、火災等の損害防止または軽減のために要した費用(消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用等)を支出されたときにお支払いします。



(2) 型と共済期間

- ① 契約の型は、5型・10型・20型・50型のうち、いずれかからご選択できます。
- ② 共済期間は、5年・10年・15年・20年のうち、いずれかからご選択できます。
50型の場合は、共済期間15年・20年の選択はできません。

(3) 引受条件

- ① 共済の目的(補償の対象)について
 - 1)「くらし」では次のものを共済の目的とすることができます。共済契約者のご希望により、それぞれ単独に設定してご契約いただけます。また、これらを一括してご契約することもできます。
 - ・倉庫等(住宅物件に該当しない併用住宅(一部が居住に使用される建物)を含みます。)
 - ・倉庫等に収容されている家財
 - ・倉庫等に収容されている自家用漁業資材
 - ・倉庫等に収容されている漁家自家生産物
 - 【用語】自家用漁業資材：漁業者が自ら漁業を営む上で使用する漁具類をいいます。他人に販売、賃貸するものではなく、所有者個人が自家のために使用するものです。また、機械等の共済の目的として区分できるものは含みません。
 - 漁家自家生産物：漁業者が自ら漁獲した魚介類などを商品として出荷するまでの間、保管してあるものをいいます。
 - 2)ご契約の際に申込書に明記することで、共済の目的の範囲とすることができます(明記物件)。主なものは次のとおりです。
 - ・門、へい、かき、物置、納屋、その他の付属建物、建物の基礎工事部分
 - ・貴金属、宝石、宝玉、書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の共済価額が30万円を超える物 等
 - 3)共済の目的にならない主なもの
 - ・通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの
 - ・自動車(自動三輪車および自動二輪車を含む。)
 - ・稿本、設計書、図案、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
 - ・商品、製品、半製品、原材料、機械、器具、工具その他これらに類するもの 等
- ② 共済の目的の評価(共済価額の設定)について
 - 1)建物および家財… 現価率が50%以上の場合「再調達価額」、50%未満の場合「時価額」となります。
 - 2)自家用漁業資材および漁家自家生産物… 「時価額」となります。
- 【用語】再調達価額：同じ構造、用途、質、規模の建物や家財を再建築・再取得するために要する額をいいます。
時価額：建物や家財等の現在の価額(再調達価額 \times 現価率)をいいます。
- ③ 共済金額の設定について
 - 1)共済金額の最高限度額は、建物については、1億円です。
家財、自家用漁業資材および漁家自家生産物については、あわせて2,000万円が限度となります。
 - 2)万一の災害に備えて十分な補償が得られるように、共済金額は共済価額と同額に設定することをおすすめします。
- ◆お申込みいただくご契約の共済の目的等について、ほかに保険契約や共済契約がある場合は、損害の補償はほかのご契約と合算して行うことになります。

2. 共済掛金について

- (1)共済掛金の算出について
 - ・補償内容・型・建物の構造の区分等により、共済掛金は異なります。
 - (2)共済掛金の払込期間について
 - ・共済掛金は、共済期間の満了時までお申込みいただけます。
 - (3)共済掛金の払込方法について
 - ①共済掛金の払込方法は、年払、半年払、月払のいずれかからご選択できます。
 - ②第2回以後の共済掛金は口座振替により払込むことができます。
- ◆その他共済掛金のお取扱いについては、組合担当者にご確認ください。

3. 地震の場合の取扱い

- ・地震・噴火・津波等を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失により損害を受けたときに「地震共済金」をお支払いします。

4. 割戻金について

- (1)割戻金は確定したものではなく、今後の経済情勢、決算結果等により支払われないことがあります。
- (2)割戻金は、火災共済金が支払われる等の共済契約が消滅するとき、または共済期間が満了するまで据え置いています。

5. 解約返戻金について

- (1)やむを得ずご契約を解約された場合であっても、共済期間・経過期間などに応じて算出された解約返戻金をお支払いします。
- (2)ご契約後短時間で解約された場合は、解約返戻金がない場合があります。

6. 共済金をお支払いできない場合について

- ・告知義務違反により解除となる場合やご契約関係者の故意もしくは重大な過失または法令違反などによる場合の損害については、共済金をお支払いできません。